

# 入間市農業委員会だより

第 57 号

## 農地のパトロールを毎年実施しています

農地の適正管理をお願いします。



入間市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から10月にかけて農地パトロールを実施しています。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにしてください。

遊休農地とは①過去1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない農地

②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。

令和8年1月

編集・発行

入間市農業委員会

入間市豊岡1丁目16番地1号

電話 04-2964-1111(代)

表紙 農地パトロール	P1
令和7年度表彰者紹介 農業まつり	P2
農業委員・農地利用最適化推進委員募集	P3
相続登記、農地を相続した場合	P3
違法な土砂の堆積、農地転用時は手続きが必要	P4
農業者年金、全国農業新聞	P4

令和7年度 第33回全国手もみ茶品評会  
**一等一席** 間野 隆司さん

この度、令和7年度全国手もみ茶品評会において、3回目の一等一席という名誉ある賞を受賞することができ、大変光栄に思っております。これもひとえに茶業関係者並びに関係機関のご指導、ご協力の賜物と心より厚く御礼申し上げます。今後も高みを目指し精進していきたいと思っております。

また、狭山茶の主産地である入間市に貢献していきたいと思っております。



令和7年度 第33回全国手もみ茶品評会  
**産地賞受賞**

入間市手揉狭山茶保存会会長 平塚 尚吾さん

この度、第33回全国手もみ茶品評会において20年連続25回目の産地賞を受賞することが出来ました。また、本年は、令和7年度埼玉農業大賞地域貢献部門大賞にも選ばれ、大変光栄に思います。このような名誉を賜ることが出来るのもひとえに行政をはじめ関係機関の皆様と長年にわたりご指導いただいている諸先輩方のご尽力のおかげと感謝申し上げます。

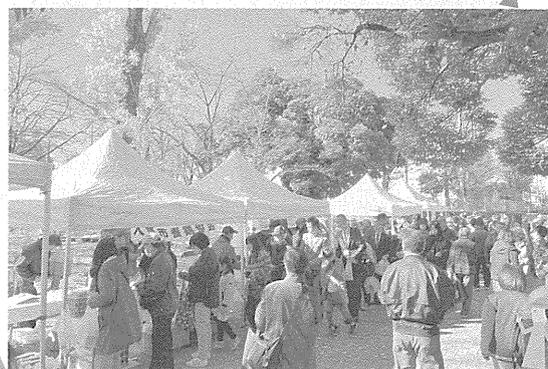
また、会員の方々が切磋琢磨し技術向上に努めた賜物です。

私たち保存会は、伝統文化の継承と茶業振興を目的に昭和45年に設立され昭和52年には市の無形文化財に指定されております。現在会員は28名在籍しており、活動内容は手揉み茶品評会への出品、手揉み技術指導者の資格取得、研修会等による技術向上と伝統文化の保存です。また、市内小中学校で狭山茶についての理解を深めてもらえるように手揉み茶体験教室を実施しております。この先も全国手もみ茶品評会で産地賞や他の色々な賞をいただき評価をいただく事が、狭山茶の主産地としてのブランド向上と茶業振興に繋がって行く事と思っておりますので、会員一同研鑽を重ねて参りたいと思っております。



## 農業まつりが開催されました

秋晴れとなった11月22日に、「第53回入間市農業まつり」が彩の森入間公園において開催されました。「地産地消」「顔の見える農業」それらを具現化したこの事業は、農業委員会が標榜する「地域農業を守り、活性化すること」と志を同じくするものです。我々も野菜の種の配布を通して、地元農業への理解と協力を市民の皆様にお伝えさせていただきました。



## 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

入間市では、現農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が満了する令和8年7月の改選に向けて、次のとおり農業委員・農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

**募集期間** 令和8年3月頃（約1ヶ月間）

**募集人数** ・農業委員 12人  
・農地利用最適化推進委員 9人

農地利用最適化推進委員は、以下のとおり担当地区ごとの定数が決まっています。

担当地区	東金子・豊岡(中)地区	金子地区	宮寺・二本木地区	藤沢・豊岡(南)地区	西武・豊岡(北)地区
定数	1人	3人	3人	1人	1人

**任期** 令和8年7月20日～令和11年7月19日

**応募方法** 推薦と応募（推薦は地域の農業者や農業団体等から、又は自らの応募も可）

募集時期等、詳細が決まりましたら、市報及び入間市ホームページへの掲載と、市役所内農業委員会事務局窓口及び各地区センターでお知らせします。

推薦を受けた方・応募した方（候補者）については、募集期間中及び期間後に、入間市ホームページにて公表します。

※現在の農業委員等の任期は、令和8年7月19日までです。

## 相続登記の申請が義務化されました

不動産登記法が改正され、令和6年4月から、相続登記が義務化されました。大きな改正点は次の2点です。

- 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記が必要。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産も、令和9年3月末までに相続登記が必要。土地や建物の不動産が対象で農地も含まれますので、ご注意ください。

相続登記が済んでいない所有者不明農地があると、所有者への連絡ができないため農地の集積・集約化が進まず、農地の利用最適化に支障が生じます。早めに法務局で手続きをお願いします。

## 農地を相続した場合は届出が必要です

農地の権利を相続等によって取得したときは、農業委員会へその旨の届出を行う必要があります。（農地法第3条の3届出）

届出書類は、農業委員会窓口、また市ホームページからもダウンロードすることができます。詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。



## 違法な土砂の堆積について～あなたの土地が狙われています～

「草刈りして返すから一時的に資材置場として農地を貸してほしい」

「重機を数日間だけ置かせてほしい」「格安で農地改良を請け負います」

などと言葉巧みに話を持ちかけ、土地所有者の同意の有無に関わらず、法令手続きを無視して大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。悪質な業者の場合、ゴミや残土が積まれてしまうケースもあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなどして、ご自身の土地を守りましょう。

## 農地を農地以外に転用する場合は許可や届出が必要です

農地を農地以外に転用する場合（住宅・倉庫（農業用含）・駐車場・資材置場など）は、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要となります。

○市街化区域・・・・・・・・農業委員会への届出

○市街化調整区域・・・・・・・・県許可（申請・農業委員会）

また、農地を農地のまま利用する際に、埋め立てや盛土する場合にも、  
転用の場合と同様に、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

農地法の許可等を受けずに転用、埋め立て等をした場合は、農地法違反として厳しい罰則が科せられる場合があります。

詳しくは、農業委員会事務局へご相談ください。



## 圏央道インターチェンジ周辺の乱開発抑止について

県と沿線の当市を含む16市町は、緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐため、平成20年度から圏央道インターチェンジ周辺の乱開発防止に連携して取り組んでいます。

主な取り組み内容・未然防止や早期発見に向けた巡回パトロール、  
・関係法令や条例に基づく是正指導 等



## 豊かな老後に備えて農業者年金に加入しませんか

加入資格 ○20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者

○年間60日以上農業従事

○国民年金の任意加入被保険者の場合、65歳未満



詳しくは **農業者年金** 検索  <http://www.nounen.go.jp>

独立行政法人農業者年金基金 03-3502-3199（相談員）03-3502-3942（企画調整室）

## 全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。  
毎週金曜日発行 購読料は月700円（送料、税込み 4月から月900円）購読申込は農業委員会事務局へ

詳しくは **全国農業新聞** 検索  <https://www.nca.or.jp/shibun>

### 入間市農業委員会だより編集委員

部会長：荻野 実

委員：宮岡幸江 清水 昇 野村雅紀 豊泉 隆 宇津木保男

